

2. ボランティアや民間団体等と連携した取組

[＜事例リストに戻る＞](#)

事例番号	④-(4)
事例名	地域住民団体等に対する道路維持管理の委託(滋賀県道路愛護活動事業)
自治体名	滋賀県
取組の背景・目的	住民との協働による地域の道路環境保全
取組の概要	県が管理する道路の植栽施設や路肩の維持管理をするにあたり、地域の団体などに委託して道路の植栽管理や路肩の除草をお願いする事業
内容	<p>[対象]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民で組織された自治会、PTA、老人会等の団体。 <p>[活動内容]</p> <p>(1)植栽管理(基本・年間3回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 植栽施設およびその周辺の除草ならびに植栽樹木の剪定整枝および施肥 ・ 花の植えつけ、灌水および施肥(樹木が植えられていない場合) ・ 植栽施設およびその周辺道路の散在性ゴミの除去、清掃 <p>(2)路肩除草(基本・年間2回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 路肩の除草およびその周辺道路の散在性ゴミの除去、清掃。ただし、路肩の除草については、地元住民等の了解がある場合には、刈り倒しでもよいこととする。この場合、刈草を集草するなど車道等に刈草が飛散しない対策を講ずるものとする。 <p>[運用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受託しようとする道路愛護活動団体は、各土木事務所と調整を行い、実施場所及び実施数量を特定のうえ、事業計画書【見積書】を県へ提出する。 ・ 提出された事業計画書を審査し、適当と認めたときは委託契約を締結するが、契約書は省略できるものとする。 ・ 委託期間満了後には、「道路愛護活動事業完了報告書」を提出し、委託事業の検査を行う。検査に合格した際には、委託費が支払われる。
取組によって得られた効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度末時点で 269 団体に植栽管理や清掃を行っていただいている。 ・ 多くの団体が継続的に取り組んでいただいていることにより、住民との協働による地域の道路環境保全が継続的に実現できている。
工夫した点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 功績が特に顕著な団体に対しては、道路ふれあい月間における国土交通大臣表彰の対象としている。
連絡先	滋賀県 土木交通部道路保全課 [電話番号 077-528-4133]



写真 活動状況(滋賀県 HP)